

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（20121115商局第4号）（内規）

改正案	現行
<p>第21章 高圧ガス製造施設（第25条関係）</p> <p>[削る]</p> <p>1 技術基準省令第25条第3項に規定する「<u>必要な耐震に関する性能を有している</u>」とは、<u>高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年経済産業省告示第220号）に定める耐震性能を有していること</u>をいう。</p> <p>なお、同告示第2条及び第3条で定める機能性基準に適合することについての評価にあたっては、<u>高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（20181105保局第5号）</u>によること。</p> <p><u>2～13</u> [略]</p>	<p>第21章 高圧ガス製造施設（第25条関係）</p> <p>1 <u>技術基準省令第25条第3項に規定する「経済産業大臣が定めるもの」とは、高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年通商産業省告示第515号）第1条の2に規定する配管のこと</u>をいう。</p> <p>2 技術基準省令第25条第3項に規定する「<u>経済産業大臣が定める耐震設計の基準</u>」とは、<u>高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年通商産業省告示第515号）</u>をいう。</p> <p><u>3～14</u> [略]</p>